

平成 27 年度

定期監査（第 2 次）結果報告書

平成 28 年 3 月 25 日

北見市監査委員

平成 27 年度定期監査（第 2 次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、平成27年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

総務部	文書課
市民環境部	市民の声をきく課、市民生活課
保健福祉部	保護課
子ども未来部	中央保育園
農林水産部	農政課
商工観光部	工業振興課
都市建設部	土木課
都市再生推進室	
学校教育部	美山小学校、東陵中学校
選挙管理委員会事務局	選挙課
監査事務局	監査課

2 監査の期間

平成27年12月21日(月)から平成28年3月22日(火)まで
(現地監査は2月16日(火)に実施)

3 監査の主眼及び方法

平成27年4月から平成27年9月までにおける財務に関する事務事業について、北見市財務規則等に基づいた事務処理が、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管及び諸帳簿等の整備状況を主たる対象事項として実施した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、契約事務関係及び時間外勤務命令等について、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

(1) 契約事務について

委託契約において、契約締結決定書に業務担当員を通知する旨記載があるにもかかわらず約款に定められていないもの、また、合理的な理由なく受託者から着手届、業務工程表等の提出の定めがない契約約款を用いている事例がみられた。

契約の適正な履行を確保する観点から、業務担当員の通知はもとより、各種書類の徴取についても、総務部で作成している「北見市入札・契約制度」や標準契約約款等を参考に適切に取り扱われたい。

(2) 時間外勤務等命令について

時間外勤務等命令票などの事務処理において、ノー残業デーの職員課長との協議を行っていないもの、例外的事由にあたらなくてもかかわらず、休憩時間を与えないまま勤務を命じているもの、普通と深夜の記載誤りや勤務時間の集計漏れ等が散見された。特に勤務時間や集計時間などの誤りは、時間外手当の支給に直接影響することから、再度、所属長の責任において点検・確認し、過払いや支払い漏れのないよう指導されたい。

また、週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命ずるなどの誤りが多数みられた。

週休日に勤務を命ずる場合は、原則として「北見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、週休日の割振りを行うこととなるが、このことが正しく認識されていないことから、各部局に対し、改めて週休日の勤務に関する基本的な取扱いについて指導されたい。

5 意見

時間外勤務等命令の取扱いについては、これまでの定期監査においても再三指摘しているところであるが、依然として、同様の誤りが多くの部局で見られる状況にある。

特に週休日の勤務命令については、監査の対象期間後にも総務部長名発所属長宛「時間外命令並びに週休日に勤務命令する場合の適正な処理について」が部長会議を通じて示されているが、管理職研修などの機会を通じた従前の指導によっても、適正な取扱いが徹底されてこなかった状況や職員の健康管理を図る重要な取扱いであることを踏まえ、各部局長、所属長のみならず、管理職以外の職員も含めた組織全体として、適正な取扱いの認識を共有できるよう、より実効性のある取組みを求める。

監査の結果に基づき講じた措置（平成 28 年 12 月 14 日公表）

次のとおり市長等から、平成 27 年度定期監査（第 2 次）結果に基づく措置の通知がありました。

平成 27 年度定期監査(第 2 次)結果の内容	市長が講じた措置
<p>(1) 契約事務について</p> <p>委託契約において、契約締結決定書に業務担当員を通知する旨記載があるにもかかわらず約款に定められていないもの、また、合理的な理由なく受託者から着手届、業務工程表等の提出の定めがない契約約款を用いている事例がみられた。</p> <p>契約の適正な履行を確保する観点から、業務担当員の通知はもとより、各種書類の徴取についても、総務部で作成している「北見市入札・契約制度」や標準契約約款等を参考に適切に取り扱われたい。</p> <p>(2) 時間外勤務等命令について</p> <p>時間外勤務等命令票などの事務処理において、ノー残業デーの職員課長との協議を行っていないもの、例外的事由にあたらぬにもかかわらず、休憩時間を与えないまま勤務を命じているもの、普通と深夜の記載誤りや勤務時間の集計漏れ等が散見された。特に勤務時間や集計時間などの誤りは、時間外手当の支給に直接影響することから、再度、所属長の責任において点検・確認し、過払いや支払い漏れのないよう指導されたい。</p> <p>また、週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命ずるなどの誤りが多数みられた。</p> <p>週休日に勤務を命ずる場合は、原則として「北見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」等に基づき、週休日の割振りを行うこととなるが、このことが正しく認識されていないことから、各部局に対し、改めて週休日の勤務に関する基本的な</p>	<p>【市長】</p> <p>委託業務において、受託者に対し業務担当員を通知すること、また受託者からの着手届、業務工程表等により契約の履行を確認することは、契約の適正な履行の確保には重要であるため、北見市財務規則及び「契約事務の概要」等に基づく契約事務の適切な取り扱いについて、庁内ネットワーク「各課からのお知らせ」に掲示し周知を行った。</p> <p>今後も、経理事務担当者会議等により、関係法令の遵守及び契約事務の適正な処理について徹底を図る。</p> <p>【市長】</p> <p>時間外命令の事務処理については、今後も、機会のある毎に制度周知を図っていくが、管理職のみならず、全職員が制度を理解することが重要であるとの認識のもと階層別研修等の機会を利用し制度周知に努めていく。</p> <p>また、時間外勤務等命令簿の記載誤り、集計誤りにつきましては、所属長の確認が重要となるが、補助的な確認が行える電子記録・集計などの方法についても検討を行っているところであり、ノー残業デーを設定している毎水曜日には、職員の定時退庁を促すこと及び時間外勤務を命ずる場合の協議について、所属長に対し通知を行うなどの対応を行う。</p> <p>また、北見市職員服務規程において、職員の健康管理に配慮し時間外勤務を命ずることのできない時間を規定しているところであるが、他の自治体の状況等を調査した上で見直しについて検討を</p>

<p>取扱いについて指導されたい。</p> <p>財務規則、北見市文書事務取扱規程等に基づき、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>行う。</p>
--	------------